

各 位

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社
 コード番号 6 9 7 6 東 証 一 部
 代 表 者 名 代表取締役社長 神崎 芳郎
 問 合 せ 先 経 営 本 部 副 本 部 長
 執 行 役 員 高 橋 修
 T E L (0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代)
 U R L <http://www.ty-top.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 発行可能株式総数の拡大に関する定款変更

今後、業界再編の動きが予想される中で、当社としても成長戦略を検討する上で、資本調達等、株式を活用した機動的な施策を講じることを可能にするために、発行可能株式総数を拡大しておく必要があると考えております。

株式を活用した成長戦略の実施は、それにより株主価値を大きく向上させることを目標とするものであり、そのために現行定款第 6 条(発行可能株式総数)を 2 億株から 3 億株に一部変更するものであります。

(2) 買収防衛策の導入に関する定款変更

買収防衛策の導入につきまして、当社は株主の皆様の合理的な意思に依拠するべきと考えております。この方針に基づいて、「当会社の株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を株主総会で決定する旨の規定を新設(変更案第 17 条)するとともに、現行定款第 17 条以降の条数を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>2</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>3</u> 億株とする。
<新設>	(買収防衛策の導入、変更、廃止等) <u>第17条 当会社の株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)は、株主総会の決議により導入、変更、更新をすることができる。</u> <u>②当会社は、前項対応策の有効期間満了前であっても、株主総会もしくは取締役会のいずれかの決議によって対応策を廃止することができる。</u>

3. 日程

平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に付議承認後、効力を発生するものいたします。

以上